

西東京市立中学校施設を都市計画における
都市施設へ位置付ける方針

令和6(2024)年12月

企画部・まちづくり部・教育部

1 背景

少子高齢化の進行やライフスタイル・価値観の多様化等に伴い、地域を取り巻く状況は変化し、「地域の担い手不足や高齢化」、「コミュニティの希薄化」、「にぎわいの喪失」、「地域課題の多様化・複雑化」等の課題が生じている。

また、本市における地域コミュニティには、自治会・町内会、市民活動団体等、様々な団体・地域コミュニティが存在し、それぞれの特性を活かした地域づくりが進められている。

一方で、多様化・複雑化する地域課題に対しては、行政が重層的に支援することに加えて、行政と地域が連携し、地域の課題を地域で解決できる仕組みづくりを推進する必要がある。

必要な仕組みとして、「日頃から地域において住民同士が支え合える関係づくり（顔の見える関係づくり）」、「誰もが地域とのつながりの中で、希望に沿った居場所と役割を持つことができ、一人ひとりが活躍できるまちづくり」を進めていくことが必要である。特に、新たな担い手世代（「子育て・働き盛り」の現役世代）や若者世代が地域に対して積極的に関わりをもってもらうことが重要である。

2 エリア（圏域）における取組の推進

多様な地域コミュニティの形成と地域によって異なる行政サービスにおけるエリア（圏域）の再構築を進めるため、最上位計画である「第2次総合計画（後期基本計画）（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度まで）」に位置付け、重要課題として一貫して取り組んできた。

「第3次基本構想・基本計画（第3次総合計画）（令和6（2024）年度から令和15（2033）年度まで）」においては、学校が地域のキーステーション（重要拠点）であるとの認識のもと「学校を核としたまちづくり¹」を推進している。

¹ 学校を核としたまちづくり：将来にわたり地域の核となる中学校を中心として、既存の行政サービスを活かし補完しつつ、既存のコミュニティやネットワークとも連携、協力することで、子ども・若者をはじめ、さまざまな住民とともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりをいう。

表 これまでの地域コミュニティ形成・行政サービスの検討経緯

年度	方向性の契機	方向性の内容
平成 30 年度 (2018)	第 2 次総合計画 (後期基本計画)	行政サービスにおけるエリア（圏域）として福祉分野を基本とした 8 つの圏域を設定する。
	市議会の付帯決議	西東京市議会定例会における第 2 次総合計画（後期基本計画）の議決の際に、エリア（圏域）については、学区域を踏まえた検討を求める意見が提出される。
令和 2 年度 (2020)	新市長所信表明	「子どもが『ど真ん中』のまちづくり」の推進を掲げ、学校教育の環境整備を優先し、学校の更新時には、学校が地域の核となるような機能を持たせる考えを表明する。
令和 3 年度 (2021)	施政方針	エリア（圏域）設定の再構築は、小中学校を中心とした地域性を重視した検討を進める。
令和 4 年度 (2022)	施政方針	エリア（圏域）設定の再構築は、中学校区を単位として検討を進める。
令和 5 年度 (2023)	第 3 次基本構想・基本計画（第 3 次総合計画）	学校には、多様な世代や属性の人が集う「きっかけ」があり、「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、中学校区 ² を基本として、学校を核としたまちづくりを進める。

² 中学校区：歩いていける距離や市内全体の公共施設の配置バランス等を考慮しつつ、中学校を中心とした半径 1,200m 程度の範囲をいう。

3 方針の位置付け

西東京市立中学校施設を都市計画における都市施設に位置付ける方針(以下「本方針」という。)は、中学校施設の更新を機に、「エリア(圏域)における取組(学校を核としたまちづくり)」を推進しつつ、公共施設分野と教育分野の「調整・整合」を横断的に図ることで得られる地域課題の解決をまちづくりの視点から補完するため、都市計画等の活用に関する基本的な考え方を示す。

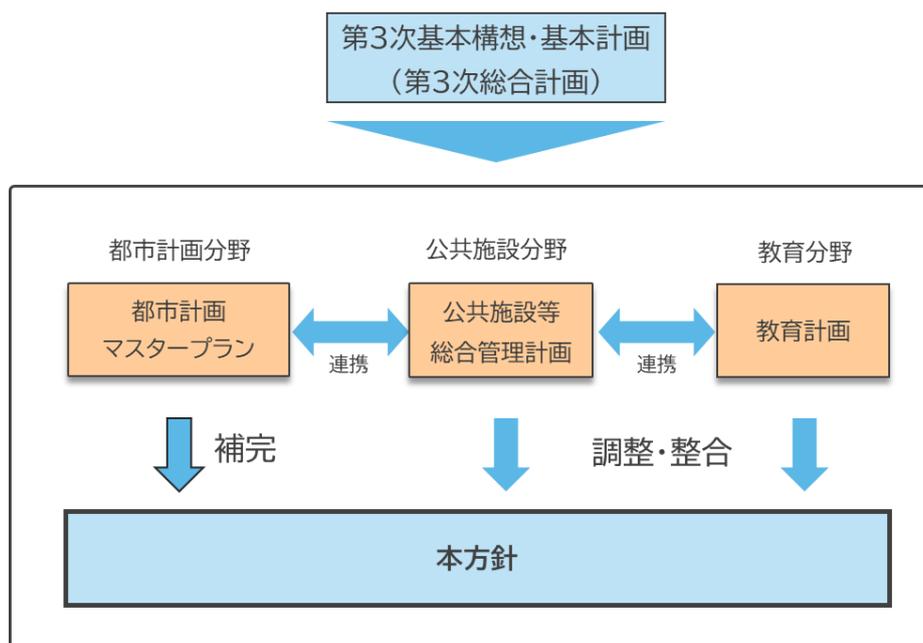


図 本方針の位置付け

4 方針

(1) 中学校施設と周辺公共施設の再編によるまちづくりの推進

学校は、児童・生徒の学習・生活の場であり、学校教育を支える基本的施設である。一方、地域住民にとっては、生涯学習（社会教育）、文化芸術、スポーツ等の活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には、防災拠点としての役割を果たす多機能かつ重要な施設である。公共施設の再編の検討に当たっては、エリア（圏域）における行政サービス機能を整理するとともに、学校教育環境を維持しつつ、中学校施設と周辺の公共施設の効果的な多機能化・複合化を図ることにより「学校を核としたまちづくり」を推進する。

(2) 中学校施設を都市施設へ位置付けること

「地域のキーステーション」であるとの認識のもと、昭和40年代から昭和50年代までに建設された中学校施設の更新を機に、多機能化・複合化により公益性を高め、教育環境を確保しつつ、地域住民にとっても将来にわたり地域の核となるように地域ごとのエリア構想を定めた上で、中学校施設を都市計画における都市施設へ位置付け、合理的かつ計画的に、中学校施設の整備を進める。

都市施設に位置付け、建替え等の整備を行うに当たっては、エリア構想に基づく相談機能の充実等の取組に考慮しつつ、時代に対応した学校教育環境を実現するため、学校敷地の拡充も視野に、施設の規模や多機能化・複合化の内容を定める。また、地区計画の活用により、安全・安心な歩行空間を創出し学校施設周辺の環境に配慮するとともに、必要に応じて用途地域等を見直し、学校施設の規模・内容と土地利用との整合を図る。

(3) 都市計画等の手順

中学校施設の更新時期や周辺の地域特性は、それぞれ異なり、中学校施設ごとに必要な行政サービス機能の展開を検討するため、人口構造の変化、ライフスタイルの多様化等への対応を図りつつ、周辺住民の意向も勘案しながら、周辺のまちづくりについて検討し、更新時期に併わせ、順次各エリア（圏域）について、方針(1)、(2)の検討を進める。

参考：根拠

(1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）（抄）

（都市施設）

第 11 条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一から四まで 略

五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設

六から十五まで 略

2 から 7 まで 略

(2) 第 13 版 都市計画運用指針（令和 6 年 11 月 国土交通省）（抄）

IV-2-2 都市施設 II) 施設別の事項 E. 教育文化施設、社会福祉施設

都市生活にとって必要不可欠なサービスである、教育文化、医療、社会福祉の各施設の計画的配置及びその整備は極めて重要であり、必要に応じてこれら都市施設を都市計画に定めることが望ましい。とりわけ、都市全体あるいは地域にとって必要性又は公益性が高い施設、あるいは、地方公共団体等から支援を行うもの等については、積極的に都市計画決定することが考えられる。

(3) 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成 18 年文部科学省告示第 61 号）（抄）

公立の義務教育諸学校等施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっている。また、地域のコミュニティの拠点として生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっている。

このような公立の義務教育諸学校等施設の役割を踏まえ、児童生徒等の安全を守り、安心して機能的かつ豊かな教育環境を確保するとともに地域住民の安全と安心の確保に資することを目的として、地方公共団体の創意工夫を活かしながら公立の義務教育諸学校施設の整備を着実に進めていく必要がある。